

**第7期酒々井町障がい福祉計画  
及び  
第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

**酒々井町**

# 目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の基本理念	6
4	計画の期間及び見直しの時期	7
5	計画の達成状況の点検及び評価	7
第2章	酒々井町の現状	
1	身体障がい児・者の状況	9
2	知的障がい児・者の状況	11
3	精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況	12
第3章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	
1	令和8年度目標値の設定	14
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3	地域生活支援の充実	
4	福祉施設から一般就労への移行等	
5	障がい児支援の提供体制の整備等	
6	相談支援体制の充実・強化等	
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
2	障がい福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策	19
1	訪問系サービスの利用状況、見込量、今後の方策	
2	日中活動系サービスの利用状況と見込量、今後の方策	
3	居住系サービスの利用状況と見込量、今後の方策	
4	相談支援の利用状況と見込量、今後の方策	
3	地域生活支援事業の実績と見込量	27
1	地域生活支援事業の内容	
2	第6期実績と第7期計画の見込量	
4	障がい児通所支援等の利用状況、見込量、今後の方策	32

## 第1章

# 計 画 策 定 の 趣 旨

## 1 計画策定の趣旨

町では障がい者や障がい児に係る計画として、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定しています。

障がい者計画は、当町における障がいのある人の状況を踏まえ、当町における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、令和5年3月に「第4次酒々井町障がい者計画（令和5～令和8年度）」を策定しています。

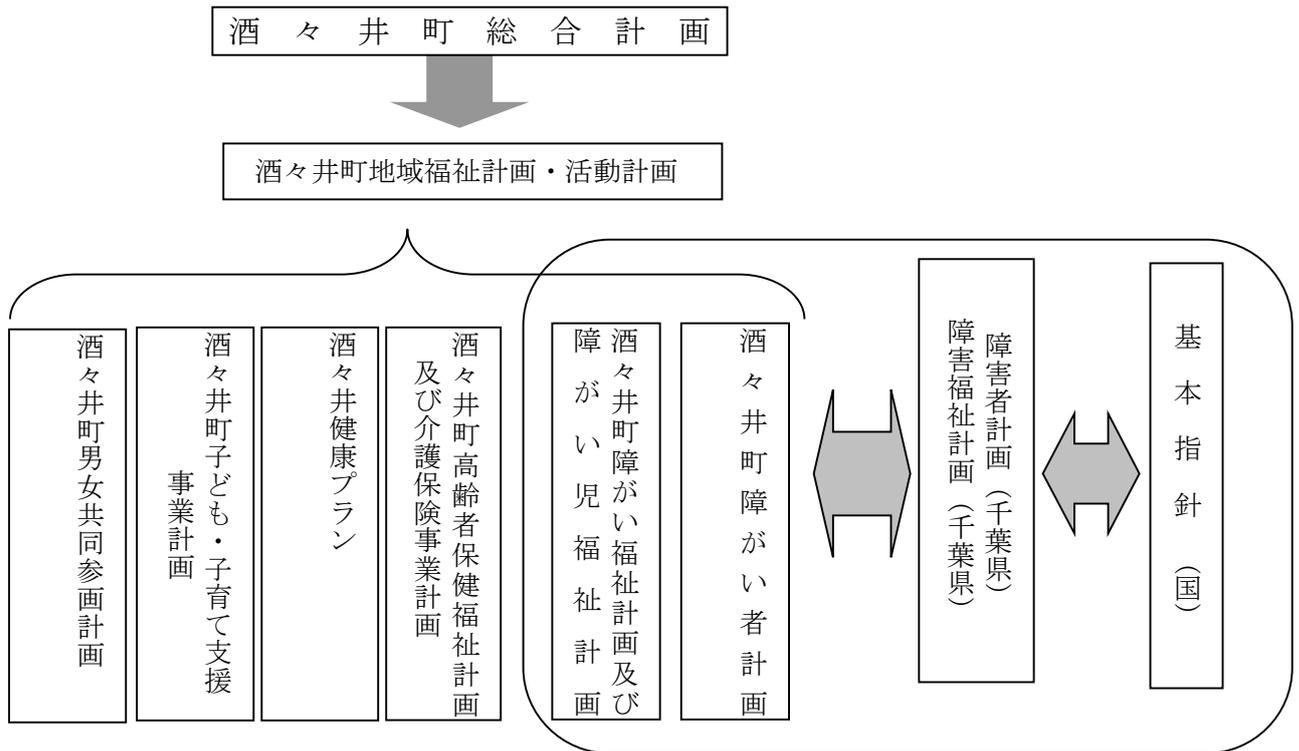
一方、当計画である「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障がい福祉サービスなどの事業について必要なサービス見込量等の数値目標や見込み量確保のための方策などを掲げる実施計画として位置づけられており、令和3年3月に「第6期酒々井町障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（令和3～令和5年度）」を策定しています。

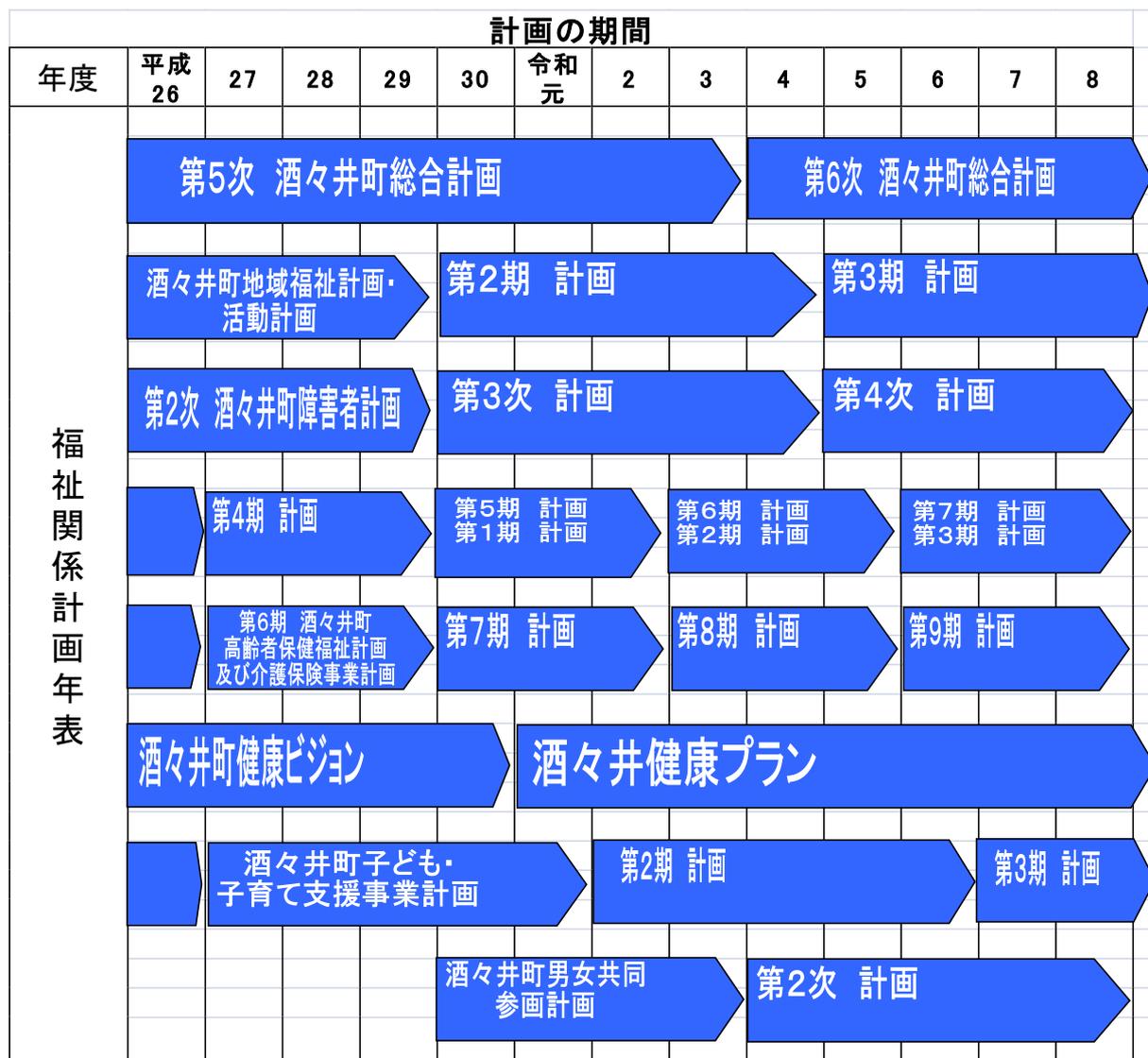
これら2つの計画をもって、計画的な障がい者施策の推進を図っているところであります。

「第7期酒々井町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、前計画が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、これまでの進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向も踏まえて、新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画として策定するものであり、同時に児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画としての「酒々井町障がい児福祉計画」を一体化のものとして策定するものです。また、令和5年3月に策定しました「酒々井町障がい者計画」や令和4年3月に策定しました「酒々井町総合計画」をはじめとする各種計画と国、県が策定した関連する計画等と調和が保たれたものとしします。





### 3 計画の基本理念

本計画では、「障害者総合支援法」の趣旨及び「国の基本指針」に示された内容を基に、「酒々井町障がい者計画」で掲げた下記の基本理念及び施策の方針に基づいて策定を進めていきます。

#### 酒々井町障がい者計画 基本理念

『障がい者（児）への理解が進んだ環境の下で、  
障がいのある人が地域の一員として社会参加できるまち』

#### 酒々井町障がい者計画 施策の方針

##### ① ノーマライゼーションのまちづくり

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着していますが、偏見や差別といった「心の壁」の除去は依然として大きな課題となっています。

障がいのある人とない人がスポーツ、文化、教育など様々な場面で交流できる機会を増やし相互理解を深めるとともに、合理的配慮に関する普及・啓発活動等を通しノーマライゼーションの更なる推進を図ります。

##### ② 地域生活を支える仕組みづくり

障がいのある人が自由に自分自身の考えに基づいて選択・行動し、その持てる力を発揮して自立した生活が送れるよう、福祉・就労・保健・医療・教育など様々な面から包括的に支援を行い、地域での生活を促進していきます。

また、相談支援体制を強化し、困ったときに適切な支援を受けられる体制を作ります。

##### ③ 自立に向けた体制支援づくり

障がいのある人が自身の力を伸ばし最大限に発揮できるよう、障がいの特性に応じた教育、障がい者就労の理解と促進、生涯学習の推進等を実施します。

##### ④ 安心して暮らせるまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが地域でいきいきと安全、安心に生活できるよう、ソフト・ハード両面でのバリアフリー化を推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。

### 国の基本指針の主な内容

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 4 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、3年を1期として策定することが法的に定められており、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

### 5 計画達成状況の点検及び評価

本計画に定める目標やサービス見込量などの点検や評価については、計画数値と実績を担当が資料を毎年度作成し、達成状況を評価するとともに、本計画の進行管理を行います。

この計画の的確な進行管理を行うため、成果目標や目標の達成状況について、PDCAサイクルに沿った点検・評価を行います。

**第2章**  
**酒 々 井 町 の 現 状**

### 1 身体障がい児・者の状況

身体障がい児・者数（身体障害者手帳所持者数）は、令和5年3月31日現在、547人となっています。

高齢化に伴い、手帳の新規取得者が増える半面、死亡等により返還をする方も多く令和2年以降は微減傾向にあります。

なお、令和元年度から令和2年度にかけ180名の減少となっておりますが、死亡等したものの返還届が出されていない方について、職権にて対応ができることとなったことに伴い、身体障害者手帳の管理台帳を整理したことによるものとなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移

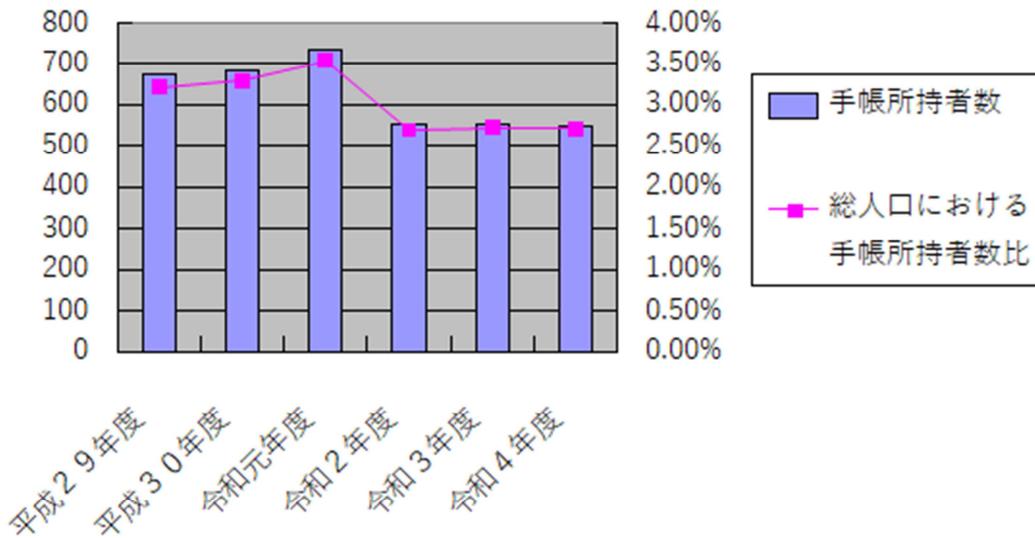
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手帳所持者数	672	684	734	554	553	547
手帳所持者伸び率	100.0%	101.8%	109.2%	82.4%	82.3%	81.4%
総人口(人)	20906	20778	20727	20528	20273	20163
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%	96.4%
総人口における手帳所持者数比	3.21%	3.29%	3.54%	2.70%	2.73%	2.71%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳より(各年度3月31日現在)

身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者の障がい等級別の構成をみると、令和5年3月31日現在、「1級」が197人で最も多く「2級」の83人を加えると“重度障がい者”が全体の51.2%を占めます。

また、年齢別でみると、65歳以上が394人で全体の72%を占めています。

身体障害者手帳 年齢別・等級別 内訳

	手帳所持者数							年齢別割合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
18歳未満	4	1	2	0	1	0	8	1.5%
18歳以上40歳未満	9	4	3	7	1	0	24	4.4%
40歳以上65歳未満	42	22	14	19	15	9	121	22.1%
65歳以上	142	56	55	98	20	23	394	72.0%
合計	197	83	74	124	37	32	547	100.0%
等級別割合	36.0%	15.2%	13.5%	22.7%	6.8%	5.9%	100.0%	

令和5年3月31日現在

障がい部位別の身体障がい者数（身体障害者手帳の障がい種類別所持状況）は、令和5年3月31日現在、「肢体不自由者」が266人で最も多く全体の48.6%を占めています。また、「内部障がい」（心臓障がい、じん臓障がい、呼吸器障がい、ぼうこう、直腸・小腸障がいなど）が214人で全体の39.1%を占めており、近年増加傾向となっています。

このほか、「視覚障がい」が22人、「聴覚・平衡機能障がい」が40人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が5人という状況です。

## 障がい種類別の人数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	34	35	38	23	23	22
	5.1%	5.1%	5.2%	4.2%	4.2%	4.0%
聴覚・平衡機能障がい	40	43	47	44	44	40
	6.0%	6.3%	6.4%	7.9%	8.0%	7.3%
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	7	8	6	6	5
	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%
肢体不自由	358	353	369	272	267	266
	53.3%	51.6%	50.3%	49.1%	48.3%	48.6%
内部障がい	233	246	272	209	213	214
	34.7%	36.0%	37.1%	37.7%	38.5%	39.1%
合計	672	684	734	554	553	547
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※手帳所持者数は各年度3月31日現在

※下段の数字は手帳所持者数に占める割合

## 内部障がいの種類別人数の内訳

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心臓機能障がい	115	118	127	97	102	100
	17.1%	17.3%	17.3%	17.5%	18.4%	18.3%
じん臓機能障がい	61	66	78	57	60	67
	9.1%	9.6%	10.6%	10.3%	10.8%	12.2%
呼吸器機能障がい	11	13	14	7	7	4
	1.6%	1.9%	1.9%	1.3%	1.3%	0.7%
ぼうこう・直腸機能障がい	38	40	44	40	36	35
	5.7%	5.8%	6.0%	7.2%	6.5%	6.4%
小腸機能障がい	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
免疫機能障がい	6	7	7	6	6	6
	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%
肝臓機能障がい	2	2	2	2	2	2
	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%
内部障がい全体	233	246	272	209	213	214
	34.7%	36.0%	37.1%	37.7%	38.5%	39.1%

※手帳所持者数は各年度3月31日現在

※下段の数字は手帳所持者数に占める割合

## 2 知的障がい児・者の状況

知的障がい児・者数（療育手帳の所持者数）は、令和5年3月31日現在で148人であり、対人口比は0.73%となっています。

平成29年度との比較では、この6年間で23人の増加となっています。

療育手帳所持者の推移

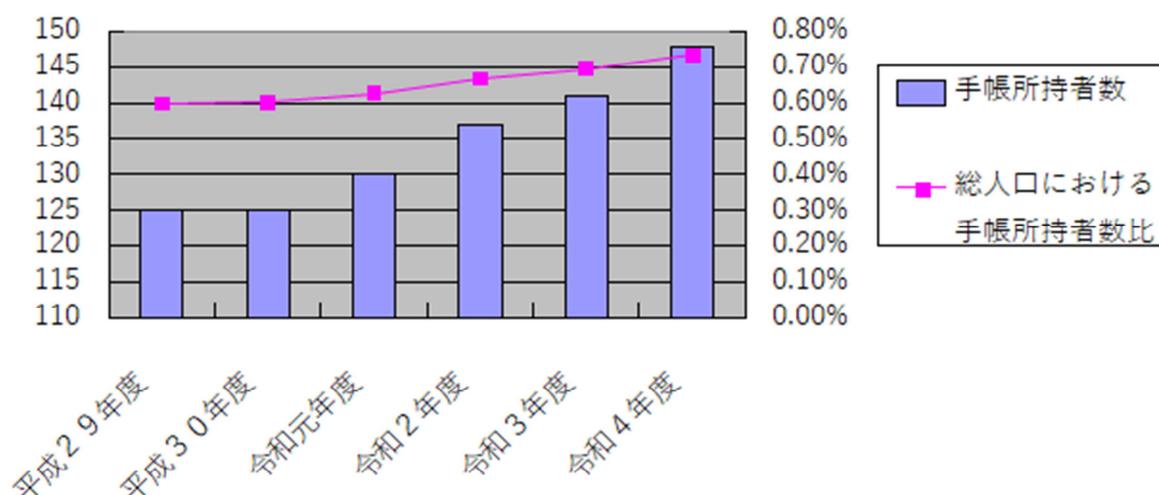
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手帳所持者数	125	125	130	137	141	148
手帳所持者伸び率	100.0%	100.0%	104.0%	109.6%	112.8%	118.4%
総人口(人)	20906	20778	20727	20528	20273	20163
総人口伸び率	100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%	96.4%
総人口における 手帳所持者数比	0.60%	0.60%	0.63%	0.67%	0.70%	0.73%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳より(各年度3月31日現在)

療育手帳所持者数の推移



知的障がい者数を障がい等級別の構成で見ると、最重度・重度の方が40人で全体の27.0%を占めています。また、中度は37人、軽度は71人という状況です。

年齢別で見ますと、18歳以上が109人で全体の73.6%を占めています。

療育手帳 年齢別・程度別

	手帳所持者数			
	最重度・重度	中度	軽度	合計
18歳未満	6	10	23	39
障がい程度割合	4.1%	6.8%	15.5%	26.4%
18歳以上	34	27	48	109
障がい程度割合	23.0%	18.2%	32.4%	73.6%
合計	40	37	71	148
障がい程度割合	27.0%	25.0%	48.0%	100.0%

### 3 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年3月31日現在202人であり、平成29年度から増加しており、この6年間で54人増加しています。

精神通院医療費受給者数は令和5年3月31日現在319人となっています。精神通院医療受給者数は、この6年間で82人の増加となっています。

精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

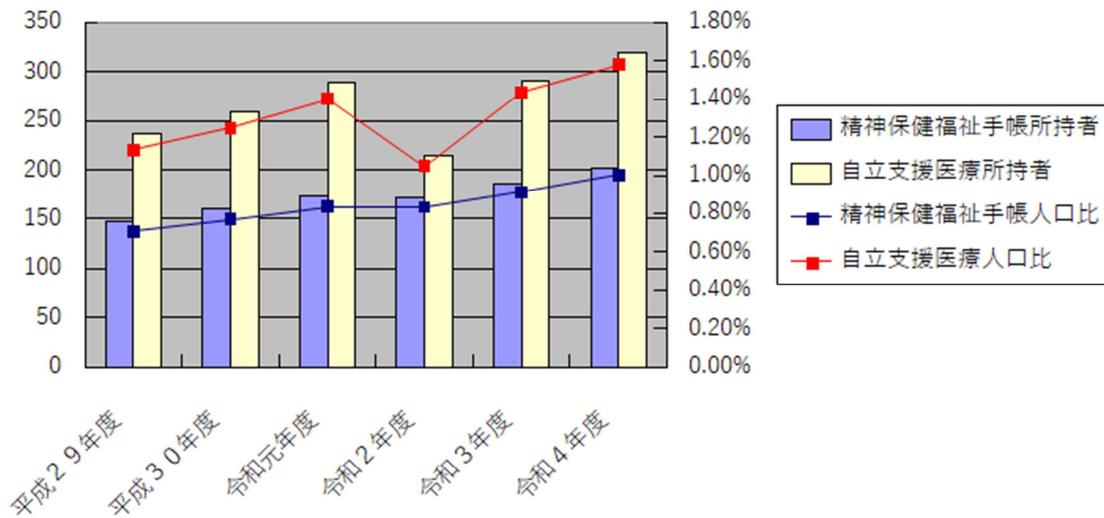
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神保健福祉手帳	所持者数	148	160	173	171	185	202
	伸び率	100.0%	108.1%	116.9%	115.5%	125.0%	136.5%
	総人口における所持者数比	0.71%	0.77%	0.83%	0.83%	0.91%	1.00%
自立支援医療 (精神通院医療)	所持者数	237	259	290	215	291	319
	伸び率	100.0%	109.3%	122.4%	90.7%	122.8%	134.6%
	総人口における所持者数比	1.13%	1.25%	1.40%	1.05%	1.44%	1.58%
総人口(人)		20906	20778	20727	20528	20273	20163
総人口伸び率		100.0%	99.4%	99.1%	98.2%	97.0%	96.4%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※伸び率は平成29年度を100%とした場合の伸び率

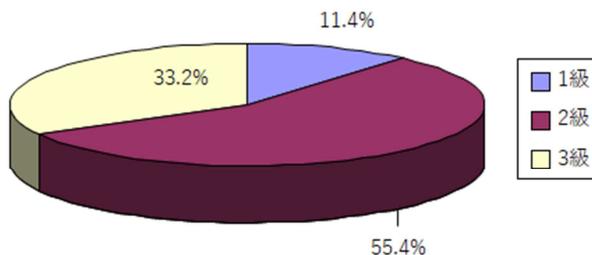
※総人口は住民基本台帳より(各年度3月31日現在)

精神保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳の所持者数を障がい等級別にみると、令和5年3月31日現在では「1級」が23人、「2級」が112人、「3級」が67人という状況です。

精神障害者保健福祉手帳等級割合



## **第3章**

### **第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画**

## 1 令和8年度目標値の設定

国の基本指針では、以下の7点について指針が示されています。それぞれ国の基本指針に基づき当町における目標を設定します。

### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- (1) 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- (2) 令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### 【酒々井町における目標】

項目	数値	考え方
【実績】 令和4年度末の入所者 ①	6人	令和5年3月31日の数
【目標値】 地域生活移行者 ②	1人	①のうち令和8年度末までに施設から地域生活に移行する者の数
	16.6% (国の基本指針：6%以上)	
新たな施設入所支援者数 ③	0人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
令和8年度末の入所者数 ④	5人	令和8年度末の利用人員見込 (①－②＋③)
【目標値】 入所者削減見込 ⑤	1人	①－④
	16.6% (国の基本指針：1.6%以上)	

### 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

- (1) 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。
- (2) 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- (3) 令和8年度末の精神病床における早期退院率を設定する。  
(入院後3か月時点：68.9%以上、入院後6か月時点：84.5%以上、入院後1年時点：91.0%以上を基本とする。)

#### 【酒々井町における目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すものとして、保健・医療・福祉関係による協議の場を年に1回以上開催することとします。

また、圏域における保健・医療・福祉関係による協議の場へも参画をし、広域的な

保健・医療・福祉関係者間の連携強化を図ります。

項目	数値			考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標①】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
【目標②】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による参加者数の見込みを設定する。
【目標③】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
【目標④】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【目標⑤】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【目標⑥】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	13人	15人	17人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【目標⑦】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【目標⑧】 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人	「自立訓練（生活訓練）」の利用者のうち精神障がい者数を設定する。

### 3. 地域生活支援の充実

#### 【国の基本指針】

- (1) 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

- (2) 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【酒々井町における目標】

圏域において設置済みである地域生活支援拠点について、年1回運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障がい者を有する障がい者に対する支援として、実情把握、ニーズ調査を行うとともに、支援体制の構築に向けた検討を行います。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- (1) 障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人の数が、令和3年度実績の1.28倍以上（就労移行支援事業所1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上）とすることを基本とする。
- (2) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- (3) 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- (4) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【酒々井町における目標】

項目	数値	考え方
【目標①】 福祉施設から一般就労への移行者数	6人 (令和3年度実績(1人)の6倍) 内訳 就労移行支援 1人 (令和3年度実績(0人)) 就労継続支援A型 3人 (令和3年度実績(0人)) 就労継続支援B型 2人 (令和3年度(1人)の2倍)	就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人数 令和3年度実績の1.28倍以上 (就労移行支援1.31倍以上) (就労継続支援A型1.29倍以上) (就労継続支援B型1.28倍以上)
【目標②】 就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
【目標③】 就労定着支援の利用者数	3人 (令和3年度実績 2人)	令和3年度実績の1.41倍以上
【目標④】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	就労定着率が25%以上の事業所の割合

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- (1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- (2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- (4) 令和8年度末までに医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
- (5) 令和8年度末までに各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 【酒々井町における目標】

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1カ所	令和5年度中に設置予定
【目標②】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築	児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援事業等の積極的な活用を推進し体制を構築します。
【目標③】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	近隣市町の事業所の活用
【目標④】 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	圏域での設置も含め設置に向けた検討を行います。
【目標⑤】 医療的ケア児コーディネーターの設置	設置	設置済み
【目標⑥】 発達障がい者等に対する支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施	受講者数 10名 実施者 1事業所	令和8年度における目標
【目標⑦】 ペアレントメンターの養成	ペアレントメンター 1名	令和8年度における目標

【目標⑧】 ピアサポート活動への参加	1名	令和8年度における目標
-----------------------	----	-------------

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- (1) 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- (2) 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### 【酒々井町における目標】

項目	数値	考え方
【目標①】 基幹相談支援センターの設置	1カ所	令和8年度末までに設置
【目標②】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	令和8年度末までに実施
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	令和8年度における目標
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	令和8年度における目標
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	令和8年度における目標
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	令和8年度における目標
【目標③】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保	確保	令和8年度末までに実施

## 7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【酒々井町における目標】

項目	数値	考え方
【目標①】 都道府県における障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	2人/年間	障がい福祉サービス等を担当する町職員2人が年1回参加
【目標②】 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	審査結果について適宜関係事業所との共有を行う。

**2 障がい福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策**

**1. 訪問系サービスの利用状況、見込量、今後の方策**

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

内容：ホームヘルパーが、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言等生活全般にわたる支援を行います。

見込：利用者数は増減を繰り返しています。地域生活を送る上で不可欠なサービスであり、今後利用者数は増加することが考えられるため引き続きサービスの提供基盤の整備に取り組んでいきます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延時間/月	166	194	129	220	240	260
実人/月	11	14	11	16	17	18

※令和5年度は見込み

②重度訪問介護

内容：重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、居宅介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

見込：令和2年度以降1～2名の利用があります。今後も大幅な増加は見込めず、同程度の利用が続くことが想定されるため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり1人、200時間を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延時間/月	216	129	235	200	200	200
実人/月	2	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

③同行援護

内容：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護を行います。

見込：2～3名程度の利用が続いており、今後も同水準で推移することが予想されるため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり3人、30時間と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延時間/月	8	28	23	30	30	30
実人/月	2	3	2	3	3	3

※令和5年度は見込み

④行動援護

内容：知的障がい又は精神障がいのために行動上著しい困難を有する人等に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要となる援助を行います。

見込：2～3名程度の利用が続いており、今後も同水準で推移することが予想されるため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり2人、52時間と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延時間/月	52	34	52	52	52	52
実人/月	3	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

⑤重度障害者等包括支援

内容：常時介護を要する重度の障がいのある人又は障がいのある子どもで寝たきり状態等の介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供します。

見込：令和5年度において利用実績がなく、令和8年度においても実績は見込みませんが、引き続き事業の周知を図ります。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

【訪問系サービスの今後の方策】

障がいのある方が地域において生活を送るうえで、訪問系サービスの利用は不可欠なものとなっています。今後も施設や病院からの地域移行が進められるほか主介護者の高齢化など、需要は高まることが予想されます。

町内外のサービス事業所と連携を図り、質・量ともに拡充を図れるよう、継続的な協議や指導・助言等に努めます。

## 2. 日中活動系サービスの利用状況と見込量、今後の方策

### ①生活介護

内容：常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、軽作業等の生産活動や創作的活動の場を提供します。

見込：利用者数は増減しており、今後も同水準で推移するものと想定し、令和8年度には一ヶ月あたり25人、延500日と見込みます。  
また、重度障がい者の方の利用も見込み、強度行動障がいを有する方で2名、高次脳機能障がいを有する方、医療的ケアを必要とする方でそれぞれ1名を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	440	502	452	500	500	500
実人/月	22	25	23	25	25	25
重度障がい者の利用者 (実人/月)	強度行動障がいを有する者			2	2	2
	高次脳機能障がいを有する者			1	1	1
	医療的ケアを必要とする者			1	1	1

※令和5年度は見込み

### ②療養介護

内容：医療を必要とする障がい者で常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人を対象としています。

見込：サービスの内容から対象者が限られており、急激な利用者数の変化は見込めませんが、同程度の利用が予想されることから令和8年度における利用は一ヶ月あたり3人、延93日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	93	93	93	93	93	93
実人/月	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

### ③短期入所（福祉型、医療型）

内容：居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な介護を行います。

見込：短期入所福祉型は第6期計画期間中は見込量ほどの伸びはありませんでしたが、主介護者の疾病等による緊急的な利用のほか、介護者の休息を目的とした利用が想定されます。  
これまでの利用状況から同水準での推移が予想されることから、令和8年度における利用は一ヶ月あたり2人、40日と見込みます。  
また、重度障がい者における利用は、強度行動障がいを有する方で一ヶ月あたり1人と見込みます。

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

医療型は第6期までの利用実績はなく、今後も大幅な増加が見込めないため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり1人、延13日と見込みます。

【福祉型】 単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	15	27	32	40	40	40
実人/月	1	1	2	2	2	2
重度障がい者 の利用者 (実人/月)	強度行動障がいを有する者			1	1	1
	高次脳機能障がいを有する者			0	0	0
	医療的ケアを必要とする者			0	0	0

※令和5年度は見込み

【医療型】 単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	0	0	0	13	13	13
実人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

④自立訓練（機能訓練）

内容：身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人に対する地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

見込：第6期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり1人、延23日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	0	0	0	23	23	23
実人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

⑤自立訓練（生活訓練）

内容：知的障がい者又は精神障がい者に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

見込：平成30年度以降利用者は減少しており、今後も大幅な利用の増加は見込めないため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり1人、延23日と見込みます。また、利用者は精神障がいの方の利用を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	0	19	0	23	23	23
実人/月	0	1	0	1	1	1
精神障がい者の利用者（実人/月）	—	—	—	1	1	1

※令和5年度は見込み

⑥就労選択支援

内容：障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

見込：新規サービスであり、令和8年度に1名の利用を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	—	—	—	—	1	1

⑦就労移行支援

内容：就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

見込：令和3年度以降利用者が増加しています。障がい者の一般就労への移行において重要な役割を果たすことから、積極的な周知を図り、今後も増加が見込まれることから令和8年度における利用は一ヶ月あたり15人、延255日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	55	94	151	187	221	255
実人/月	3	5	9	11	13	15

※令和5年度は見込み

⑧就労継続支援A型

内容：通常の事業者には雇用されることが困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込：利用者は増減しつつも微増傾向にあります。今後も就労支援の重要な

役割を果たすことから利用の増加が見込まれるため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり15人、延345日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	157	209	199	299	322	345
実人/月	9	11	10	13	14	15

※令和5年度は見込み

#### ⑨就労継続支援B型

内容：通常の事業者には雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込：利用者は年々増加傾向にあり、事業所ごとにおける支援内容も幅広くなっています。これまで以上に一人一人にあった支援の提供が期待されることから、今後も利用者が増えていくことが予想されます。そのため、令和8年度における利用は一ヶ月あたり58人、延1,077日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	672	736	705	890	980	1,077
実人/月	38	42	42	50	54	58

※令和5年度は見込み

#### ⑩就労定着支援

内容：就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。

見込：令和4年度以降、就労移行支援事業所等から一般就労に移行する利用者が増えています。そのため、令和6年度以降利用者の増加が見込まれますが、利用期間が3年間と定まっていることから、利用期間の終了による利用者数の減少があるため、同水準での推移が予想されます。そのため、令和8年度における利用は3人を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	1	1	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

### 【日中活動系サービスの今後の方策】

日中における活動の場として、重要な役割を担っており今後も全体的な利用者数は増加するものと考えられます。特に就労に関するサービスは増加率も高く、今後も受入体制の強化等、支援を充実させる必要があります。

就労継続支援B型に関しては、町内に5事業所ありますが、他の就労支援サービスは町外の事業所のみとなっています。町外の事業所とも連携を深め、サービスを必要とする人に十分な支援が行えるよう支援体制を強化し対応を図ります。

### 3. 居住系サービスの利用状況と見込量、今後の方策

#### ①施設入所支援

内容：生活介護を受けている人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人に、夜間を主に、入浴、排泄及び食事等の介護等を行います。

見込：国の基本指針に基づき、施設入所者の地域移行を進めています。第6期計画では、令和5年度における施設入所支援の利用者を令和2年度から1名減の9名を目標値としていましたが、実績では4名減の6名となっています。

引き続き施設入所者の地域移行を図り、令和8年度末において1名減を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	7	6	6	6	6	5

※令和5年度は見込み

#### ②共同生活援助（グループホーム）

内容：身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者、精神障がい者に、夜間を主に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

見込：地域における生活の場として、需要が高まっており利用者も増加傾向にあります。今後も安心して生活できる場として需要が高まることから、令和8年度の利用は35名を見込みます。

また、重度障がい者、精神障がい者の方の利用も見込まれ、強度行動障がい者を有する方で1名、医療的ケアを必要とする方で1名、精神障がい者の方で17名を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	17	19	20	27	31	35
重度障がい者の利用者(実人/月)	強度行動障がい者を有する者			1	2	2
	高次脳機能障がい者を有する者			0	0	0
	医療的ケアを必要とする者			1	1	1
精神障がい者の利用者(実人/月)				13	15	17

※令和5年度は見込み

#### ③自立生活援助

内容：障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

見込：令和5年度において利用実績がなく、令和8年度においても実績は見込みませんが、引き続き事業の周知を図ります。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の利用者（実人/月）				0	0	0

※令和5年度は見込み

#### 【居住系サービスの今後の方策】

共同生活援助（グループホーム）への入所に対する相談やニーズが年々増加しており、今後も利用が増えることが見込まれます。

また、精神障がいの方や重度障がいの方も安心して地域で生活ができるよう、近隣地域の事業所とも連携を図り、必要な量・質のサービス提供ができるよう、整備の推進を図ります。

#### 4. 相談支援の利用状況と見込量、今後の方策

##### ①計画相談支援

内容：障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

見込：新規のサービス利用者には原則として計画相談支援を依頼することとしており、利用者も増加しています。今後も増加が見込まれ令和8年度における利用は一ヶ月あたり42人と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	19	26	29	34	38	42

※令和5年度は見込み

##### ②地域移行支援

内容：障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や障がい福祉サービスの体験的な利用支援等の必要な支援を行います。

見込：令和4年度に1件の利用がありましたが、その後の利用がない状況です。地域移行に向け重要なサービスであり、周知を図りますが、大幅な増加が見込めないため令和8年度における利用は精神障がい者の方の利用で一ヶ月あたり1人と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	0	1	0	1	1	1
精神障がい者の利用者（実人/月）				1	1	1

※令和5年度は見込み

##### ③地域定着支援

内容：居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支

援を行います。

見込：第6期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため令和8年度における利用は一ヶ月あたり1人と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の利用者(実人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

### 【相談支援等の今後の方策】

多種多様なサービスから自身にとって適切な支援を選ぶことは難しくなっています。障がい福祉サービスに限らず、地域にある社会資源の活用を含め、より良い生活が送れることを目指し、相談支援の体制強化を図ります。

障がい福祉サービスを利用される場合、原則として計画相談支援を利用していくこととしており、現在、障がい福祉サービス利用者の98%を超える方が計画相談支援を利用しています。今後も新規の計画相談支援の利用が増えることが見込まれます。

## 3 地域生活支援事業の実績と見込量

障害者総合支援法第77条第1項及び第3項の規定により、当町では以下のとおり地域生活支援事業として位置づけ、実施又は未実施事業については準備・検討を行います。

### 1. 地域生活支援事業の内容

#### (1) 必須事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
①相談支援事業	障がいのある人やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	身体障がいのある人(子ども) 知的障がいのある人(子ども) 精神障がいのある人(子ども) 難病患者等 障がいのある子どもの保護者
②成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。	知的障がい者又は精神障がい者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人
③成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	法人後見実施団体又は法人後見の実施を予定している団体等
④意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障がいのある人(子ども)
⑤手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。	3市町広域(富里市、八街市、酒々井町)の市町民

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

⑥日常生活用具給付等事業	在宅の重度心身障がいのある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具の給付が受けられます。	身体障がいのある人（子ども） 知的障がいのある人（子ども） 精神障がいのある人（子ども） 難病患者等
⑦移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は各制度が優先されます。	肢体不自由の程度が1級の人 視覚障がいのある人（子ども） 知的障がいのある人（子ども） 精神障がいのある人（子ども） （※重度訪問介護対象者と行動援護の対象者を除く）
⑧地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	センターⅠ型は、障がい者及びその家族等。センターⅡ型・Ⅲ型は障害者総合支援法第4条に規定する障がい者
⑨理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業を行います。	すべての町民
⑩自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。	すべての町民

(2) 任意事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
⑪日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人等の日中活動の場を利用することができます。	日中において監護をする人がいないために一時的な見守り等の支援が必要な障がいのある人及び障がいのある子ども
⑫訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障がいのある人（子ども）等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。	居宅において常に臥床し自宅で入浴が著しく困難な65歳未満の障がいのある人（子ども）
⑬身体障がい者自動車改造費助成事業	身体障がい者手帳の上下肢、体幹機能1級、2級の障がいのある方で、ハンドル、アクセル等の一部を改造する費用の一部を助成する事業です。	身体障がい者手帳1・2級の上肢、下肢又は体幹機能障がいを有する人で運転免許証の交付を受けていて所得制限限度額を超えない方

## 2. 第6期実績と第7期計画の見込量

地域生活支援事業 第6期実績と第7期計画の見込量

地域生活支援事業		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			実績	実績	実績	第7期計画値	第7期計画値	第7期計画値
1	障害者相談支援事業	箇所	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
2	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
3	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	未定	未定	未定
4	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年 79 (41)	79 (41)	44 (41)	67	67	67
		要約筆記者派遣事業	件/年 28 (10)	26 (10)	24 (10)	26	26	26
		手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無
5	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
6	日常生活用具給付等事業	ア 介護・訓練支援用具	件/年 0 (1)	1 (1)	2 (1)	1	1	1
		イ 自立生活支援用具	件/年 0 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		ウ 在宅療養等支援用具	件/年 0 (2)	1 (2)	1 (2)	2	2	2
		エ 情報・意思疎通支援用具	件/年 1 (2)	0 (2)	0 (2)	2	2	2
		オ 排泄管理支援用具	件/年 420 (418)	324 (430)	357 (442)	367	367	367
		カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年 0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
7	移動支援事業		時間/年	287 (260)	118 (260)	134 (180)	180	180
			実人/年	7 (9)	9 (9)	7 (9)	8	8
8	Ⅰ型	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		延日/年	171 (72)	30 (72)	34 (72)	78	78	78
	Ⅱ型	箇所	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
		延日/年	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		延日/年	55 (66)	79 (66)	80 (66)	71	71	71
9	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
10	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	実施予定
11	日中一時支援事業		延日/年	845 (1,063)	474 (1,063)	394 (1,063)	400	400
			実人/年	26 (24)	20 (24)	13 (24)	13	13
12	訪問入浴		延日/年	123 (120)	141 (90)	162 (90)	200	200
			実人/年	3 (2)	3 (2)	3 (2)	4	4
13	身体障害者自動車改造費助成事業	件	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1	1	1

※( )内は第6期計画値  
※令和5年度は見込

### ①相談支援事業

障がい児・者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、虐待防止、権利擁護のための必要な援助を行います。社会福祉法人印旛福祉会 いんば障害者相談センター及び社会福祉法人 相談支援センターかなえに委託しています。

今後、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を含め相談支援体制の強化に向けた体制づくりを図ります。

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に際し、町長による申立てを行う方を対象に、申立て費用・報酬費用の助成を行います。令和5年度に町長による申立てが1件、報酬費用の助成は2件の利用を見込んでおり、今後も増加することが見込まれます。

③成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度について、市民後見人の養成等、実施の体制について検討を行うとともに、後見等の業務を行う法人に対する支援について検討を行います。

④意思疎通支援事業

年度によって増減がありますが、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑化に仲介するために重要であることから、ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を図る必要があります。令和8年度に手話通訳者派遣事業は、年間67件、要約筆記者派遣事業は、年間26件を見込みます。

⑤手話奉仕員養成研修事業

3市町広域（富里市、八街市、酒々井町）にて、平成27年度より共同実施しています。

⑥日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具の件数は第5期計画までは増加傾向でしたが、件数の落ち着きが見られ、同水準での利用が見込まれます。その他の支援用具等も、横ばいで推移するものと思われま

⑦移動支援

利用者が減少傾向にあります。新型コロナウイルスの影響による利用者数の減少後、利用者が戻っていない状況が続いています。事業者と連携し、移動支援を必要とする人が、安心安全に利用できる環境を整え、安定した事業の実施体制の構築に努めます。令和8年度は、実人数8人、延180時間／年を見込みます。

⑧地域活動支援センター事業

I型は令和3年以降大幅に減少し、III型は横ばい傾向にあります。共に町外事業所であり、大幅な増加は見込まれないことから同水準で推移することが予想されます。

令和8年度は、I型で延78人／年、1箇所

II型で延 0人／年、1箇所

III型で延71人／年、1箇所

を見込みます。本町に当該施設がないため、利用者は近隣市町の施設を利用しています。障がい者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり、事業所と連携をとり量的確保を図ります。

⑨理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する町民の理解や認識を深めるため、また社会問題となっ

ている障がいのある人への差別や虐待を防ぐためにも、広報紙や講演会の開催等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

⑩自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができる「ピアサポート」活動を支援するため、障がい者団体への補助事業の実施を目指します。

⑪日中一時支援事業

利用者が就労継続支援や生活介護等へ移行していったことから減少傾向にあります。

今後は同水準で推移するものとみられ、令和8年度は、実13人/年、延400日/年を見込みます。

⑫訪問入浴サービス

平成25年度に事業を開始し、登録者数は3人です。利用実績を踏まえ、サービス必要量については、令和8年度に実4人を見込みます。

⑬身体障がい者自動車改造費助成事業

利用件数については、令和4年度に1件の実績があったことから（令和5年度は見込み）、サービス必要量については、これまでの利用状況を踏まえ、令和8年度に1件を見込みます。

**4 障害児通所支援等の利用状況、見込量、今後の方策**

①児童発達支援

内容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応訓練等を行います。

見込：令和3年度及び令和5年度に町内に事業所の開設がされて、利用者が増加しており今後も増加が想定されることから、令和8年度には一ヶ月あたり22人、延220日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延日数/月	93	86	165	180	200	220
実人/月	14	14	19	18	20	22

※令和5年度は見込み

②放課後等デイサービス

内容：放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。

見込：令和3年度及び令和5年度に町内に事業所の開設がされて、利用者が増加しており今後も増加が想定されることから、令和8年度には一ヶ月あたり60人、延600日と見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数/月	382	439	415	520	560	600
実人/月	40	44	49	52	56	60

※令和5年度は見込み

③保育所等訪問支援

内容：訪問支援員が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

見込：利用に関する相談件数が増加しており、今後利用の増加が見込まれることから令和8年度には一ヶ月あたり6人、延12日を見込みます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数/月	0	2	1	8	10	12
実人/月	0	2	2	4	5	6

※令和5年度は見込み

④居宅訪問型児童発達支援

内容：重症心身障がいのある児童など、重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する費用を給付します。

見込：現状において、想定される利用者がおらず0名と見込みますが、制度の周知を行い、利用ニーズの把握に努めます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数/月	0	0	0	0	0	0
実人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

⑤障害児相談支援

内容：障害児通所支援を利用するすべての児童に、障がい児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

見込：セルフプランにおいて実施している利用者に対し、順次当該サービスへの移行を行っており、今後も増加が見込まれます。

単位	第6期利用実績			第7期利用見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人/月	6	9	14	16	18	20

※令和5年度は見込み

**【障害児通所支援等の今後の方策】**

障害児通所支援等について利用のニーズが増えており、各サービスとも今後増加が見込まれます。

令和3年度、令和5年度に児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスが町内に開設したことに伴い、身近な場所で支援を受けることが可能となりました。また、町外事業所においても引き続き利用することが可能なため、今後も町内外の事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

第7期酒々井町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 酒々井町健康福祉課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電話 043-496-1171

FAX 043-496-4541